

会 議 録

□全部記録 ■要点記録

1	会議名	平成 25 年度 姫路市自然保護審議会
2	開催日時	1 日目：平成 26 年 1 月 14 日（火曜日） 9 時 15 分～16 時 00 分 2 日目：平成 26 年 1 月 15 日（水曜日） 9 時 15 分～16 時 30 分
3	開催場所	1 日目：香寺町内各地及び香寺事務所 2 階会議室 2 日目：夢前町内各地及び夢前事務所 2 階会議室
4	出席者又は欠席者名（敬称略）	（出席者）相坂耕作、家永善文、伊藤大典、大西公子、古角孝之、嵯峨山務、四方俊郎、 圓尾哲也、宗實久義、毛利幸弘 （欠席者）1 日目：なし 2 日目：伊藤大典 （事務局）建設局 みどり整備室長 : 浮田忠良 みどり整備室主幹 : 森 貴之 みどり整備室 : 松原延行、清瀬哲二
5	傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人 0 名
6	議題又は案件及び結論等	(1) 現地視察 ・保存樹の指定候補の全箇所を視察 (2) 保存樹の指定及び解除 ・保存樹の指定の可否についての審議 ・指定解除の検討が必要な保存樹についての審議 ・質疑応答等
7	会議の全部内容又は進行記録	詳細については別紙参照

【1 日目】

1. 局長挨拶及び事務局職員紹介

2. 新委員紹介

伊賀委員の後任として伊藤委員を紹介

3. 議 題

(1) 現地視察

ア 視察内容

香寺町の保存樹の候補がある 9 箇所の視察

イ 現地説明概要

今回の審議は昨年度に引き続き、合併前の旧 4 町のうち香寺町内にある保存すべき樹木を姫路市自然保護条例の規定に基づき、保存樹に指定するにふさわしいか否かを審議するもの。昨年度は、旧 4 町のなかで天然記念物や国立自然公園に指定されている候補地を中心に審議したため、今年度は昨年度に審議できなかった残りの候補について審議するもの。

保存樹の具体的な指定基準は次のように定められている。

○高性の木で地表からの高さが 10メートル以上で地表から 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が 1.5メートル以上であること。ただし、株立ちした樹木は、1.5メートルの高さにおける幹の周囲の和が 2.5メートル以上であること。

○低性の木で枝葉の広がり占める面積が 10平方メートル以上で樹齢が推定 100年以上であること。

○樹齢が推定 200年以上であること。

○珍しさにおいて特にすぐれているものであること。

（その他の保存樹に関する制度説明は、昨年度に行ったため省略）

今回の候補樹木は、全てこれらの基準をクリアーしているが、特に目を引くような大きな木は少ない。保存樹は、小学校区に 1 本ずつは指定したいという目標でやってきた経緯があるが、どうしても該当がない校区も多くある一方で、一つの校区に多数の指定がある地区もある。香寺町には 3 校区あり、昨年度は香呂南校区において 1 箇所ケヤキ 3 本を指定しており、残る香呂校区、中寺校区においては各校区に最低 1 本、若しくは数本の指定が理想的かと考えられる。しかし、全て物足りないと判断されれば指定なしという結果もあれば、ふさわしいと判断されたものが多ければ一つの校区に多数の指定となる結果もあり、昨年度の審議よりも難しい判断が強いられる。

（以上、香寺町へ向かうバス内で説明）

（以降、各視察地において、候補樹木の大きさや同種の保存樹の指定数や平均値、樹木にまつわるエピソード等を説明）

(2) 保存樹の指定及び解除

ア 保存樹の指定の可否についての審議

現地視察及び事務局が準備した資料に基づき、保存樹の候補地 9 箇所の指定に関して各委員から意見を出し合い、最終的には委員の多数決にて可否を決し、別紙「平

成25年度保存樹等指定候補審議結果一覧表」のとおり決定した。

以下は、現地視察及び最終審議時に出た意見、質問及び多数決の結果。

○No.1 クスノキ/犬飼神明神社

[委員の主な意見]

- ・幹周は並の大きさであるが、樹形が美しく人とのふれ合いが強く感じられる。ゲートボール場にあり、夏には人が涼める木陰となっているであろう。
- ・周囲に成長を阻害する樹木がなく、地形的に水はけもよさそうで将来性が高い。

[委員からの質問]

- ・木のそばに小屋などの景観を阻害する物が見受けられたが、保存樹に指定されれば撤去していただけるのか？

[事務局]

- ・強制はできないが、依頼すればそれなりの意識を持っていただけると考える。

[多数決の結果]

全員が指定可

[その他]

現地にてクスノキの北側に樹形のよいナナミノキ(幹周 1.3m)があり、候補として検討してはどうかという意見があったが、最終審議時にナナミノキは岩部大歳神社に多数あることもあり、審議対象には挙げなかった。事務局から地元になナミノキも貴重である旨を伝えておくことになった。

○No.2-1 ケヤキ・No2-2 エノキ/中屋天満神社

[委員の主な意見]

- ・すぐ南側に住宅があるため、たくさん枝を切られており、伸びたくても伸びることのできない気の毒な木である。
- ・今後も南側の住宅とトラブルが続きそうである。

[多数決の結果]

No.2-1 ケヤキ・No.2-2 エノキとも全員が指定不可

○No.3-1・No.3-2 アラカシ2本/香呂一原神社

[委員の主な意見]

- ・No.3-1 が男性的で No.3-2 が女性的に感じられたので、2本を対で指定してはどうか。
- ・必ずしも対にこだわらないが、No.3-2 は特に女性的な樹形が魅力である。
- ・枝が切られているのが残念である。特に No.3-1 は主要な枝が切られているため幹周に対して樹高が低い。No.3-2 も社殿の方向の枝が切られている。
- ・伸びてもまた切られる可能性があり、根も浅いため将来性が低いと思われる。
- ・指定されたことにより地元の意識が高まり、根回りに立ち入らないように縄を張るなどが期待できるのではないか。
- ・No.3-2 は2つの株がくっついていて、合体木のようにも魅力的であり、シンボル樹という雰囲気を持っている。

[委員からの質問1]

幹周はかなり大きいと思うが、指定済みのなかで最大か？

〔事務局〕

アラカシの平均幹周からするとかなり大きいですが、最大ではない。大きさでは昨年指定した安富町水尾神社のアラカシが群を抜いている。

〔委員からの質問2〕

条例で枝条の切除が禁じられている一方で、せんていに対して補助金が出ることになっているが、どこまでがよくて、どこまでがいけないのか？

〔事務局〕

枝条の切除の禁止は、無意味な枝の切除を禁じるということであり、保存樹の健全な生育を促すために行うせんていは、それに当たらない。補助金を交付する場合は、事前に立合いをし、せんていの範囲を確認している。

〔多数決の結果〕

No. 3-1 可3人、否6人により指定不可

No. 3-2 可6人、否3人により指定可

○No. 4-1 ムクノキ/広瀬蛇穴神社

〔委員の主な意見〕

- ・幹周が平均値よりもかなり小さい。
- ・ムクノキの指定は多数ある。

〔多数決の結果〕

全員が指定不可

□No. 4-2 アベマキ（当日追加候補 幹周 2.2m）/広瀬蛇穴神社

〔委員の主な意見〕

- ・この神社においては、むしろこのアベマキの方が目立つし、ムクノキよりも生育環境がよい。
- ・アベマキの指定はなく、これだけの太さのアベマキは珍しい。

〔多数決の結果〕

可8人、否1人により指定可

○No. 5 エノキ/広瀬一原神社

〔委員の主な意見〕

なし（ほぼ全ての枝が切られており、幹のみとなっていたため、バス内から状況確認をした。）

〔多数決の結果〕

全員が指定不可

○No. 6 クスノキ/田野高野神社

〔委員の主な意見〕

- ・場所がよく、しめ縄もされていて地元のシンボル樹といった雰囲気がある。
- ・クスノキの指定は多数あり、幹周も平均的である。
- ・北側に住宅があるため、北側の枝がたくさん切られており、樹形が南に偏っている。
- ・すぐ近くに根元から切られた株があり、この木の将来の姿に思われる。

[多数決の結果]

可 1 人、否 8 人により指定不可

○No. 7-1 コナラ/矢田部薬師堂

[委員の主な意見]

- ・樹形がおもしろい。
- ・コナラの指定がないので、指定となれば新たな樹種を加えることができる。
- ・自治会長と話したが、大量の落葉の処理も苦にしておられないようだった。

[多数決の結果]

全員が指定可

□No. 7-2 アベマキ（当日追加候補 幹周 2.3m）/矢田部薬師堂

[委員の主な意見]

- ・奥にあるので少し見にくいかもしれないが、昔はその奥で奉納相撲をやっていたと自治会長がおっしゃっていた。地元では親しみがある木かもしれない。

[委員からの質問]

アベマキの周囲をすっきりさせてもらうことはできるか？

[事務局]

- ・強制はできないが、そのようにお願いはできる。

[多数決の結果]

可 8 人、否 1 人により指定可

○No. 8-1 ケヤキ・No. 8-2 ナナミノキ/岩部大歳神社

[委員の主な意見]

- ・南西角に No. 8-2 のナナミノキよりも大きなナナミノキ（幹周 1.95m）があり、その他にもナナミノキが数本ある。No. 8-1 のケヤキの他にも大きなエノキやクロガネモチなどもあるため、ナナミノキを中心とした森として指定してはどうか。

[委員からの質問 1]

森としての指定条件はどのようなになっているか？

[事務局]

保存すべき樹木が 10 本以上あることとなっている。

[委員からの質問 2]

保存すべき樹木以外は切った方がよいのか？

[事務局]

保存すべき樹木を守るためなら切った方がよいかもしれないが、強制はできない。

[委員からの質問 3]

保存すべき樹木は 10 本以上あるか？

[事務局]

ナナミノキの他にケヤキやエノキ、クロガネモチなどを入れればあると思うが、後ほどもう一度現地に行っていただいて見ていただきたい。

（後の現地確認の結果、ナナミノキ、ケヤキ、エノキ、クロガネモチ、イヌマキで 10 本以上を確認した。）

〔森としての指定の多数決の結果〕

可 6 人、否 3 人により森として指定可

*ただし、管理者から森としての指定承諾が得られない場合は、南西角にあるナナミノキ(幹周 1.95m) 1 本を保存樹として指定することも可とした。

○No. 9-1 ツガ・No. 9-2 ムクノキ/久畑大歳神社

〔委員の主な意見〕

- ・ツガは神社のなかで目立つ位置にあって存在感があり、正に御神木といった雰囲気がある。
- ・ツガの指定は少なく、指定済みのツガの保存樹と比べても立派である。書写のツガは場所が悪く目立ちにくいし、飾東のツガはあまり大きくない。
- ・ムクノキは樹勢があまりよくないように思われる。ムクノキの指定は多数あるし、この神社ではツガの存在感が圧倒的である。

〔多数決の結果〕

No. 9-1 ツガ 全員が指定可

No. 9-2 ムクノキ 全員が指定不可

イ 指定解除の検討が必要な保存樹について

指定済みの保存樹のうち、書写山にある No. 12-2 のスギが枯死、No. 12-3 が枯死寸前と思われるため、これら 2 本の写真資料及び昨年 1 1 月に現物を見ていただいた古角委員の意見をもとに、指定を解除してもよいかを確認した。

〔古角委員の意見〕

保存樹の呈をなしていない。保存樹の看板があるのが不自然なくらいであり、指定解除でよいと思われる。

〔委員の主な意見〕

枯れた原因を資料に記してほしかった。強風により折れたと聞いている。事務局によると落雷もあったようだが、いずれにしても管理上の問題ではなく、自然災害によるものである。解除ということでやむを得ないであろう。

〔委員からの質問〕

勝原小学校のクスノキも来年度伐採する予定ではないか？

〔事務局〕

最終的な伐採時期は聞いていないが、決定事項である。当小学校では、かねてより運動場が狭いことが懸案事項であり、学校施設の大幅な配置換え工事が実施されているが、クスノキが敷地の中央付近にあるため、どうしても支障になってしまうため伐採が決定している。地域では親しまれている木であり、色々な議論があったようだが、伐採した材で児童に配布できるような記念品を作ると聞いている。

〔委員の主な意見〕

- ・本クスノキの実生を数本植栽していて、1 m 程度に育っているようだ。
- ・親しまれているのに残念な結果だ。時代に逆行している。
- ・本クスノキを上手く利用した計画にできなかったのか。
- ・元気な木をバツサリ切ってしまうのを児童に見せるといのはいかがなものか。

- ・運動場南側にある2本のクスノキは、本クスノキの子どもの木だそうで、そう
いったこともあり、地元ではやむを得ず伐採するという結論になったのでは。

[事務局]

指定の解除については、本審議会では、残念ながら報告事項のようなものとな
っており、引き止める権限はない。最終決定内容を確認し、改めて報告する。

ウ その他意見等

- ・糸引校区の街路樹が、ヤマモモが伐採され、ハナミズキに植替えられた。ヤマモ
モは地域性にも合っていたので疑問に思う。地元要望なので仕方ないのか？
- ・自転車レーンの整備のために、街路樹がたくさん切られている。
- ・大手前公園の北東にモクマオウという東南アジアの木があり、このような地域で
育つのは珍しい。保存しようということで、4～5年前に樹木医に診てもらって
治療した。公園は舗装に改修されたが、その箇所だけ舗装せずに残してもらっ
ている。
- ・モクマオウの近くによいシダレザクラがあるが、あまり大切にされていないよう
に思われる。
- ・動物園と美術館の間のクスノキ並木が大胆にせんていされていた。城と樹木との
せめぎ合いがあり、難しい問題である。

【2日目】

(1) 現地視察

ア 視察内容

夢前町の保存樹の候補がある7箇所の視察

イ 現地説明概要

各視察地において、候補樹木の大きさや同種の保存樹の指定数や平均値、樹木に
まつわるエピソード等を説明

(2) 保存樹の指定

ア 保存樹の指定の可否についての審議

現地視察及び事務局が準備した資料に基づき、保存樹の候補地7箇所の指定に関
して各委員から意見を出し合い、最終的には多数決にて可否を決し、別紙「保存樹
等指定候補審議結果一覧表」のとおり決定した。

以下は、現地及び最終審議時に出た意見、質問及び多数決の結果。

○No. 10-1 イチョウ/菅生潤浄蓮寺

[委員の主な意見]

- ・フウランが着生しているだけでも価値があるが、イチョウ自体も立派である。
- ・林田の保存樹に着いていたフウランは盗まれてなくなってしまったし、市川町に
ある天然記念物のフウラン着生樹木よりもたくさん着生している。

[多数決の結果]

全員が指定可

□No. 10-2 ヤマモモ（当日追加候補 幹周 1.35m）/菅生潤浄蓮寺

[委員の主な意見]

- ・立派なヤマモモではあるが、指定済みのヤマモモ2本と比較すると少し劣る。
- ・申し分のないイチョウがあるので、イチョウだけでよいのでは。

[多数決の結果]

全員が指定不可

○No. 11-1・No. 11-2 モミ 2本/古瀬畑落岩神社

[委員の主な意見]

- ・社殿に向って左側の山中に入ったところのアラカシ(幹周 3.1m)とその上のモミ(幹周 3.5m)の2本も立派なので、候補に追加してはどうか。
- ・候補の2本以外にも立派なモミやアラカシなどが何本かあるので、森として指定してもよいのでは？

[事務局]

昨年度、森として指定となった2箇所を参考にしていきたい。一つは矢倉神社の森で、ツクバネがしの原生林であり、ヒメハルゼミも生息しているというもの。もう一つは狭戸大歳神社の森で、スギの人工林であるが、珍しいカヤの大木がたくさんあるということで指定になった。

[委員の主な意見]

もともと夢前町はモミの多い地域で、もっとモミの多い場所もあるので、モミの林という印象は持たなかった。神社の森というより山林という感じがした。

[森としての指定の多数決の結果]

全員が森として指定不可

[多数決の結果]

No. 11-1 全員が指定可

No. 11-2 可7人、否1人により指定可

□No. 11-3 アラカシ(当日追加候補 幹周 3.1m)/古瀬畑落岩神社

[多数決の結果]

可7人、否1人により指定可

□No. 11-4 モミ(当日追加候補 幹周 3.5m)/古瀬畑落岩神社

[多数決の結果]

可2人、否6人により指定不可

○No. 12-1・No. 12-2 ムクノキ 2本/又坂大歳神社

[委員の主な意見]

- ・鳥居に合わせて対になっているのがおもしろい。鳥居が先なのか、ムクノキが先なのか、興味深い。
- ・毎年鳥がやってくるのが貴重である。白国の佐伯神社にアオバズクが巣を作っていた木があったが、枯れてしまった。鳥がやってくる木では新宮のケヤキやムクノキが有名だが、市内では貴重である。

[多数決の結果]

No. 12-1・12-2 ともに全員が指定可

○No. 13 ゴヨウマツ/宮置性海寺

[委員の主な意見]

- ・少し弱っているようにも見えたが、ゴヨウマツは他の松より松くい虫などには強いと思う。
- ・寺の住職が植物に関心があり、2年程前に根の治療をされていたり、毎年松くい虫の予防をされているようで、大切にされていることがうかがわれた。
- ・根の治療の効果はいつ頃出るのかという質問に対し、もう2～3年は経たないとわからないという説明があった。(菌根菌の治療法についての説明は省略)
- ・松くい虫の予防については、予防の時期を上手くやらないといけない。

[多数決の結果]

全員が指定可

○No. 14-1 スギ/前之庄八幡神社

[委員の主な意見]

- ・上部の幹が折れおり、全体的に傷んでいて痛々しい。西に傾いているため、ワイヤーで引っ張っているのも見苦しい。
- ・逆に、幾度の苦難を乗り越えてきたこの木の生き様が現れているような気がして、一年でも長く生きて欲しいという思いにさせる。
- ・根回りに覆土をされていたが、あれはかえって逆効果になる。新しい根が上へ上へと張るようになるため、しないほうがよい。

[多数決の結果]

可6人、否2人により指定可

□No. 14-2 アラカシ(当日追加候補 幹周 3.2m) /前之庄八幡神社

[委員の主な意見]

- ・幹周からするとアラカシとしては、かなり立派である。
- ・大きな石碑がもたれかけられているのが気になるが、アラカシとう樹種が貴重だという意識が今のところないだけで、指定となれば撤去されると思う。

[多数決の結果]

全員が指定可

○No. 15 サカキ/野畑友久氏所有地

[委員の主な意見]

- ・イボがとれるという言い伝えがおもしろい。
- ・西側の枝が枯れて切り取られていたが、周囲の雑木も伐採予定だと聞いている。サカキを守ろうとしているのがうかがえる。
- ・樹形がよくないのが気になるが、これだけのサカキの大木は非常に珍しい。

[多数決の結果]

- ・可6人、否2人により指定可

○No. 16-1 イチョウ・No. 16-2 モミ・No. 16-3 スギ・No. 16-4 スギ・No. 16-5 ヒノキ

No. 16-6 モミ・No. 16-7 ツガ/山之内妙見宮

[委員の主な意見]

- ・イチョウは申し分ない。幹周が4.8mよりも大きく見えるが、念のためもう一度測っていただきたい。(測り直した結果は、やはり4.8mであった。)
- ・スギの保存樹はもっと立派な巨木が多く、ここの2本はスギとしては物足りない。

- ・階段の上は大きな木は少ないが、モミやツガなど多種の樹木があるので神社の森として指定してはどうか。
- ・雪彦山の植生にはモミもツガもあり、山之内では珍しくない。
- ・No. 16-2 のモミは見えやすい位置にあり立派である。No. 16-6 のモミは少し見えにくい、No. 16-2 と同等で立派である。

[森としての指定の多数決の結果]

全員が森として指定不可

[多数決の結果]

No. 16-1 イチョウ	全員が指定可
No. 16-2 モミ	可6人、否2人により指定可
No. 16-3 スギ	可1人、否7人により指定不可
No. 16-4 スギ	全員が指定不可
No. 16-5 ヒノキ	可1人、否7人により指定不可
No. 16-6 モミ	可5人、否3人により指定可
No. 16-7 ツガ	可3人、否5人により指定不可

(3) その他意見等

ア ナラ菌の被害について

[委員の意見]

兵庫県内でも但馬や三田、西宮、神戸辺りで被害が出はじめているので、播磨も時間の問題かと思われる。キャンプや薪ストーブに使用する薪を人が他所から持ち込んで被害が拡散しているものと思われる。ただ、神経質になって山全体を守ろうというようなことは不可能であり、保存樹のように特に守るべきものだけに集中すればよいと考える。

保存樹に指定されても、その後の管理が適正になされなければ意味がないので、保存樹の管理者にそのあたりの意識付けをお願いしたい。

[事務局]

条例や規則、要綱が古いままなので、指定後の管理や指導といった部分の充実化も含め、見直しをした方がよいと考えている。

[委員からの質問]

指定した保存樹は定期的に見まわっているのか？

[事務局]

定期的に見まわってはいないが、この度のような資料作りや看板の状態の確認などのために毎年数多く見ている。8年間この担当をしているので、ほぼ把握しているつもりである。

[委員の意見]

事業を推進するためのより安定した行政の体制や仕組みづくりを是非お願いしたい。

イ 書写山のオカメザサ・ナギザサについて

[委員からの質問]

動植物保護地区に指定されている書写山のナギザサがほぼ死滅しており、オカメザサについても改善の手立てをされているようだが、かなり衰退している。まだ、

改善の余地があると思われるが、どのようにお考えか？

〔事務局〕

どちらも鹿の食害でひどい状態であり、3年程前に圓教寺様から相談があった時点でかなり侵されていた。その際に地面に這わすように金網を張り、鹿の侵入を防ぐ新工法を紹介し、市から補助金を交付することを提案した。

摩尼殿の前のオカメザサの箇所でも施工し、状況を見て効果があればナギザサの箇所でも施工しようということになった。その後幾度か様子を見に行ったところ、一時は効果が出ていたように思えたが、昨年秋の状況を見ると、また衰退していた。ナギザサは手遅れかも知れないが、オカメザサの地下茎は死滅していないようなので、圓教寺様の意向と現地の状況を再確認し、次回にでも委員の皆様にご意見を伺いたいと考える。

ウ その他

〔事務局〕

- ・今回指定となった保存樹は、市長への答申や告示等の手続きを経て、平成26年4月1日付けで指定する。
- ・今後の本審議会の予定として、平成26年度中に家島町でもう一度(1日)開催し、合併旧4町における保存樹等の審議は一応終了とする。以降は、新たな保存樹候補や緊急の審議事項があれば開催する。